

2021年6月4日

株式会社ディーエイチシー会長の人種差別言説に対して抗議する声明

在日コリアン弁護士協会
代表 韓 雅 之

1 株式会社ディーエイチシー会長の言説の内容

株式会社ディーエイチシーの代表取締役会長（以下、「DHC会長」という。）は、自社のホームページにおいて、「ヤケクソくじについて」とのタイトルのもと、複数の投稿をし（以下、「本件投稿」という。）、その中で、「コリアン系」、「朝鮮系」という語を多用しながら、要旨、① 日本において「コリアン系」は、マイノリティどころか、政界・財界・法曹界・マスコミ界という日本の中枢をすべて牛耳っている大マジョリティである、② 立憲民主党、日弁連の弁護士、NHK等は、日本の敵であり、自分たちが「朝鮮系」の日本人なので大和民族が大嫌いである、③ 日本の中枢を担っている人たちの大半が「コリアン系」で占められていることは、日本国にとって非常に危険なことではなかろうか、TBSやサントリーなどの大企業も「コリアン系」で占められており気持ち悪くないか、日本はやがて「朝鮮系」に乗っ取られてしまう、今後大変な目に必ず遭遇するので注意して観察してください、などと述べている（以下、これらの言説を、「本件言説」という。）。

DHC会長は、朝鮮半島にルーツを持ち、日本国籍を取得した者のことを指して、「コリアン系」「朝鮮系」という語を用いているようである。

なお、本件投稿は、「ヤケクソくじ」の配布が終了したとされる2021年5月31日をもって株式会社ディーエイチシーのホームページから削除されたが、株式会社ディーエイチシーより削除の経緯についての説明や、本件投稿についての撤回または謝罪の意思表示はない。

2 本件言説は、デマ情報をもって在日コリアンに対する差別を煽る言説であって許されないこと

(1) DHC会長の本件言説は、以下に見るとおり、朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者をひとくくりにして、デマ情報をもって、朝鮮半島にルーツ（出自）を持つ者の社会進出を放任すれば、日本社会にとって有害、危険であることを訴えるものであって、在日コリアンに対する差別を煽る、明白な人種差別言説である。

(2) まず、本件言説の前記①は、根拠のない悪質なデマである。

ア 日本国籍の取得が認められた韓国・朝鮮籍者は、1952年から2020年までの69年間で、40万人に満たないのであるから、政界・財界・法曹界・マスコミ界という日本の中枢をすべて牛耳っている大マジョリティとなるはずがない。前記①の言説は、根拠のないデマである。

イ DHC会長自身も、本件投稿の中で、NHKや朝日新聞について、「コリアン系が多数を占めるというのは、各メディアが何%のコリアン系を在籍させているのかを自ら発表しない限りわからない」などと述べ、NHKや朝日新聞についての自身の言説が、根拠に基づくものでないことを自認している。その他、DHC会長は、「日本の中枢」として挙げる、国会議員、弁護士、裁判官、官僚、経団連に所属する企業について、朝鮮半島にルールを持つ日本国籍保有者が多数を占めていることを示す具体的根拠について何ら触れていない。

ウ DHC会長は、「コリアン系が好む名前」として、金田、金本などの名を挙げ、「名前をみただけで一目瞭然」などと述べ、さらに、小さい目、低い鼻等、顔や頭部の特徴を複数挙げ、「それでもって私は判定している」などと述べており、これらを前記①の言説の根拠と言うのかもしれない。しかし、当然のことながら、DHC会長が列挙する名や顔等の特徴で、人のルーツ（出自）は特定できない。このような主観的で不確かな情報をもって「確信」めいた言説を行っていることは、極めて危うい。

そもそも、名や外見などをもって、人のルーツ（出自）を「判定」するなど、常識で考えれば許されないことであるが、これを悪びれもせず公言していること

自体が、偏見に満ち、差別的な思考を有することの表れである。

エ さらに、DHC 会長は、本件投稿の中で、朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者は、東大、京大、一橋大、早稲田大などの有名大学に進学し、官庁や大企業に就職していくことを「日本の中枢はコリアン系で占められている」根拠であるかのようなことを述べている。しかし、官庁、大企業、マスコミ、裁判官、弁護士が、朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者で、多数を占められるわけがない。また、構成員の中に、朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者が含まれているとしても、各自がその置かれた環境のもとで各自の考えに基づき活動をしている。朝鮮半島にルーツを持つことでひとくくりにして語ることはできないし、許されない。

朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者が、有名大学に進学することや、卒業後に官庁・大企業等に就職することは、各自の希望と努力の成果であって、他人から干渉されることではない。DHC 会長の言説は、朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者の進学先や就職先について、読者をして根拠のない警戒心、敵対心を抱かせ、在日コリアンの進学や社会進出を抑制させようとするものであって、許されない。

(3) 次に、本言説の前記②も、悪質なデマである。

DHC 会長は、前記②で、立憲民主党、日弁連の弁護士、NHK 等は、朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者で構成されているがゆえに、「大和民族」が大嫌いであり、日本の敵であるとしているが、そもそも、DHC 会長が挙げる諸団体が、朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者で多数を占められるわけがない。また、これら団体の構成員に朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者が含まれているとしても、人はそれぞれ様々であって、ひとくくりにして語れるものではない。日本国籍保有者に限らず、韓国・朝鮮籍を現在も保有する者であっても、朝鮮半島にルーツを持って日本で暮らす在日コリアンのほとんどは、日本で生まれ育ち、生まれ育った社会に愛着を持ちながら生活している。政治や社会に不満を持ち批判をすることがあっても、それは、マイノリティであっても抑圧されない社会、出自を問わず個人として尊重される社会となることを望んでのことである（このような当たり前

のことを、あえて述べなければならないところに、本件言説に見られるような、排外主義、ヘイトスピーチ（差別煽動表現）が蔓延する日本社会の状況の深刻さに思い至らざるを得ない。）。

DHC会長は、前記②の言説において、ひとくくりに、朝鮮半島にルーツを持つ日本国籍保有者は「大和民族が大嫌い」であるかのようなデマを流して、朝鮮半島にルーツを持つ者を「日本の敵」と位置づけ、読者に、在日コリアンに対する警戒心、敵対心を抱かせるよう煽るものであって、悪質である。

なお、DHC会長は、本件投稿の中で、「日本に帰化しておとなしく感謝しながら暮らしている在日の人たちが嫌いなわけではありません。」と述べているが、このような言説は、「在日コリアンは、日本社会において目立たないようひっそりと生活しておけ」と言っているに等しく、朝鮮半島にルーツを持つ者の進学、社会進出を抑圧することを目的とするものであって、許されない。

- (4) 以上のとおり、DHC会長は、前記①、②のデマ情報に基づき、前記③のとおり、朝鮮半島にルーツを持つ者の進学、社会進出を抑圧しなければ、「日本国にとって非常に危険なことではなかろうか」、「日本はやがて『朝鮮系』に乗っ取られてしまう」、「今後大変な目に必ず遭遇するので注意して観察してください」などと読者に危機感、恐怖感をあおる言説を行い、読者に在日コリアンに対する偏見を植え付けようとしている。まさにこれは、日本社会で、朝鮮半島にルーツを持つ者の進学、社会進出を抑圧し、日本社会から排除することを目的とした人種差別言説であって、断じて許されるものではない。

3 株式会社ディーエイチシー自体にも責任があること

- (1) DHC会長がこのような人種差別言説を自社ホームページに掲載することを何度も容認している株式会社ディーエイチシーの企業姿勢自体も、強く非難されなければならない。
- (2) 企業も社会の一員である。国連人権理事会決議による「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために (A/HRC/17/31)」や、日本政府による「『ビジネスと人権』に関する行動計画」においても明記されて

いるように、企業は利潤の追求だけでなく、差別を解消し、人権を尊重する行動をとることが求められている。すべての企業やその代表者等には、企業に求められる社会的責任を自覚し、多様性が尊重され、持続可能な社会の実現に寄与するための行動が求められている。

- (3) また、株式会社ディーエイチシーの労働者の中には、DHC会長自身が言う「コリアン系」、「朝鮮系」に当たる者がいる可能性がある。「コリアン系」でなくても、健全な人権感覚を持ち、ヘイトスピーチを自社の代表者が撒き散らしていることなどに苦痛を感じている者がいる可能性がある。企業はその労働者のために環境を整える立場にあることに鑑みれば、企業内でヘイトスピーチ等差別的言動が行われている場合に、企業がそれを阻止しなければならないことは自明である。
- (4) 近年、デマに煽られるなどして在日コリアンに対する差別感情を抱き、その差別感情の赴くままに、ヘイトスピーチなどの差別的行為に及ぶ者が後を絶たない。そのような者が、DHC会長の言説を引き合いに出して、自己の差別的行為を正当化しようとするおそれがある。これまでの株式会社ディーエイチシーの企業としての対応をみると、株式会社ディーエイチシーは、DHC会長の言説が、他の差別的行為を正当化する目的で利用される危険があることにまったく思い至っていないといえる。
- (5) 以上のことからして、株式会社ディーエイチシーが、DHC会長の本件投稿を止めることができず、明白な人種差別言説を内容とする本件投稿を自社ホームページに掲載してきたという事態は、株式会社ディーエイチシーの社内コンプライアンスがまったく機能していないことを露呈している。

実際に、株式会社ディーエイチシーとの間で包括連携協定を締結していた自治体のうち、「国籍や人種、民族などを理由として差別を助長するようなことは、あってはならない」、「市として人権啓発などには日頃から取り組んでおり、発言は容認できるものではない」などとして、協定の凍結や解除手続を進めたり、協定の見直しを検討している自治体が出ている。このような自治体の対応は、人種差別及び不当な差別的言動を解消する責務を負う自治体の立場にあって、当然の対応であるといえる。

4 本件言説の撤回と謝罪の要請

本件投稿は2021年5月31日の経過をもって削除されているが、削除に至った理由について何らの説明もない現状では、単に「ヤケクソくじ」の配布終了日に合わせた削除にすぎず、本件投稿の削除が、DHC会長の反省や、株式会社ディーエイチシーの社会的責任の自覚によるものと評価することはできない。

当協会は、DHC会長に対し、人種差別を内容とする本件言説を含む本件投稿を行ったことにより、在日コリアンに対する差別を煽動したことについて、社会全体に向けて自ら謝罪したうえで、本件言説を正式に撤回することを求める。

株式会社ディーエイチシーに対しても、DHC会長名による本件投稿を止めることができず、2021年5月31日まで自社ホームページにおいて本件言説を含む本件投稿を公開しつづけ、差別煽動に助力することになったことについて、社会全体に向けて自ら謝罪することを求める。また、今後、同様の事態が二度と起こらないよう、企業に課された社会的責任を自覚して、差別的言動は絶対に許さないという断固たる決意に基づく適切かつ毅然たる措置をとることを求める。

当協会は、日本社会が、多様性が尊重され、いかなる出自を有する者であっても、根拠のない偏見や差別にさらされることなく、生きやすい社会となることを切に願い、このような社会の実現のために協同していく所存であり、そのために本声明を発出する次第である。

なお、万一、本声明に関し、報復的に、当協会に所属する弁護士に対して懲戒請求等がなされるような事態が生じた場合には、当協会は、懲戒請求者やこれを煽る者に対して、厳正に対処する。

以 上

【参 考】

日本国も加入する人種差別撤廃条約は、「人種や民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」を「人種差別」と定義し（同条約1条参照）、このような「人種差別」を「正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体」を非難の対象とし、人種差別的行為が許されないものであることを宣言している（同条約4条本文、6条参照）。

日本の国内法である、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆるヘイトスピーチ解消法）は、「国民」に対しても「本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与する」努力義務を課している（同法3条）。

大阪地方裁判所堺支部の2020年7月2日判決は、企業に対し「使用者が、特定の国民に対する顕著な嫌悪感情に基づき、それらを批判・中傷する内容の文献や自己が強く支持する特定の歴史観・政治的見解が記載された文献等を就業場所において反復継続して労働者に教育目的で大量に配布すること」を「厳に慎まねばならない」行為とし、社会的に許容できる範囲を超える場合には、違法となることを判示している（控訴審係属中）。